議　第　106 号

沼津市漁港管理条例の一部改正について

沼津市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

沼津市漁港管理条例の一部を改正する条例

沼津市漁港管理条例（平成５年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１項の表岸壁物揚場けい船護岸桟橋の部総トン数20トン未満の船舶の項中「75円」を「78円」に改め、同部総トン数20トン以上50トン未満の船舶の項中「99円」を「 101円」に改め、同部総トン数50トン以上 100トン未満の船舶の項中「 202円」を「 207円」に改め、同部総トン数 100トン以上の船舶の項中「 202円」を「 207円」に、「99円」を「 101円」に改める。

別表第２第１項の表工作物の設置を伴うものの部広告板（掲示板を含む。）の項中「 690円」を「 770円」に改め、同部管線類の款外口径50センチメートル未満のものの項中「 150円」を「 160円」に改め、同款外口径50センチメートル以上のものの項中「 390円」を「 430円」に改め、同部漁業用施設の款小割式魚類養殖施設の項及びかき、のり等養殖施設の項中「９円」を「10円」に改め、同款その他のものの項中「90円」を「 100円」に改め、同部その他のものの項中「 300円」を「 330円」に改め、同表工作物の設置を伴わないものの部農地（樹園地を除く。）又は採草地の項中「９円」を「10円」に改め、同部その他のものの項中「 160円」を「 170円」に改める。

別表第２第２項の表砂、砂利、土砂の項中「 200円」を「 250円」に改め、同表栗石（れき）（控長が25センチメートル以下のもの）の項中「 230円」を「 270円」に改め、同表玉石（控長が25センチメートルを超え40センチメートル以下のもの）の項

中「 2,510円」を「 2,400円」に改める。

別表第３甲種漁港施設で停係泊又は陸置きの用に供するもの（内浦漁業協同組合の組合員が内浦漁港及び西浦漁港を漁業のため利用しようとする場合を除く。）の項中「 2,930円」を「 3,020円」に改める。

付　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に許可した内浦漁港、西浦漁港又は井田漁港の利用に係る利用料、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第 137号）第39条の５第１項の規定による占用に係る占用料及び土砂の採取に係る土砂採取料並びに指定管理施設の利用に係る利用料金の額は、この条例による改正後の沼津市漁港管理条例各別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「提案理由」

市内における漁港区域の利用等に係る受益者負担の適正化等を図るため、利用料等の一部を改めるものである。